

第 1 2 5 回丹波篠山市議会 9 月 2 6 日会議

議 会 提 出 議 案



令和 6 年 9 月 2 6 日

丹 波 篠 山 市

報告第12号

令和5年度丹波篠山市財政健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度丹波篠山市財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて、議会に報告する。

令和6年9月26日報告

丹波篠山市長 酒井 隆 明

令和5年度丹波篠山市財政健全化判断比率等報告書

1 財政健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和5年度 決 算	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
①実質赤字比率	—	12.87	20.00	
②連結実質赤字比率	—	17.87	30.00	
③実質公債費比率	15.4	25.0	35.0	
④将来負担比率	76.1	350.0		

(備考)

①②について、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載。

2 公営企業会計の資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和5年度 決 算	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	

(備考)

資金不足が生じない場合は、「—」と記載。

認定第1号

令和5年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について

令和5年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和6年9月26日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

認定第 2 号

令和 5 年度丹波篠山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 5 年度丹波篠山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 2 6 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

認定第3号

令和5年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和6年9月26日提出

丹波篠山市長 酒井隆明

認定第4号

令和5年度丹波篠山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度丹波篠山市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和6年9月26日提出

丹波篠山市長 酒井 隆 明

認定第5号

令和5年度丹波篠山市水道事業会計決算認定について

令和5年度丹波篠山市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。

令和6年9月26日提出

丹波篠山市長 酒井隆明

認定第6号

令和5年度丹波篠山市下水道事業会計決算認定について

令和5年度丹波篠山市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。

令和6年9月26日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明